

ミャンマーにおける国際旅客便再開と取締役居住要件緩和

2022 年 5 月

One Asia Lawyers ミャンマー事務所

代表弁護士（日本法）：佐野 和樹

1 はじめに

弊所ニュースレター（2020 年 10 月 23 日）でお伝えした通り、ミャンマー現地法人または支店の存続要件として要求されている取締役または授權役員の居住要件（1 年間で 183 日以上ミャンマーに滞在することが必要）が新型コロナウイルスの蔓延により、特定の期間は居住要件の期間として算定されない旨、発表されています。



ミャンマーにおいて国際旅客便の運航が 4 月 17 日から再開¹されているため、居住要件緩和がすでに解除されているかが問題となっています。

2 居住要件緩和について

居住要件緩和は投資企業管理局（DICA）の通知（Notification No. 92/2020）によって発表されており、居住要件として算定されない期間は「between 29 March 2020; the official closing date of ports of exit and entry into the Union and the official reopening date」と規定されており、183 日の算定期間については緩和期間中の日数を算定しない（shall not be counted）と規定されています。

弊所から DICA への電話での問い合わせによれば、国際旅客便の運航が直ちに「the official reopening date」に該当せず、終期及び算定期間については改めて DICA より発表するとの回答を得ております。

3 まとめ

DICA からの回答によれば、取締役または授權役員の居住要件については直ちに対応が必要ではないと思われますが、今後の DICA の発表に注意が必要となります。

DICA からの回答が非公式であることおよびすでに国際旅客便の運航が再開されていることから、居住要件の緩和は近日中に解除される可能性があります。

そのため、ミャンマーに居住要件を満たす取締役または授權役員がいない場合は、現時点からご準備いただくことが推奨されます。

以 上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了承ください。

- ・ 本資料は 2022 年 5 月 7 日時点の情報に基づき作成しています。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更に伴い、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

¹ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/46101a3118a1c4dc.html>

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本およびASEAN各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本およびASEAN各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本およびASEAN各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスからASEAN各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

< 著 者 >



佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）

ミャンマー・マレーシア統括

2013 年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&A Advisory Co., Ltd. で 3 年間勤務。2016 年より One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019 年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住している。ミャンマー・マレーシア統括責任者として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal